### 平成27年6月施行の商品先物取引の勧誘規制の見直し内容

### ①一定の要件(年齢等)を満たした者への勧誘

#### <契約前>

- •65歳以上の高齢者や年金等で生活する者とは契約できない。
- ・年収800万円以上若しくは金融資産2,000万円以上を有する者 又は弁護士等の資格を有する者以外の者とは契約できない。
- ・取引のリスク(損失額が証拠金の額を上回るおそれがあること等) を顧客が理解していることを、契約前にテスト方式により確認。

#### <契約後>

- ・「熟慮期間」(契約から14日間は取引できない)を設ける。
- ・投資できる上限額を設定(年収及び金融資産の合計の1/3。 上限額に達する証拠金の預託が必要となった場合には、取引 を強制的に終了)。
- ・習熟期間の設定(経験不足の顧客は90日間は投資できる上限額の3分の1までしか取引できない)
- ・顧客に損失発生の可能性を損失が生じる前に注意喚起。

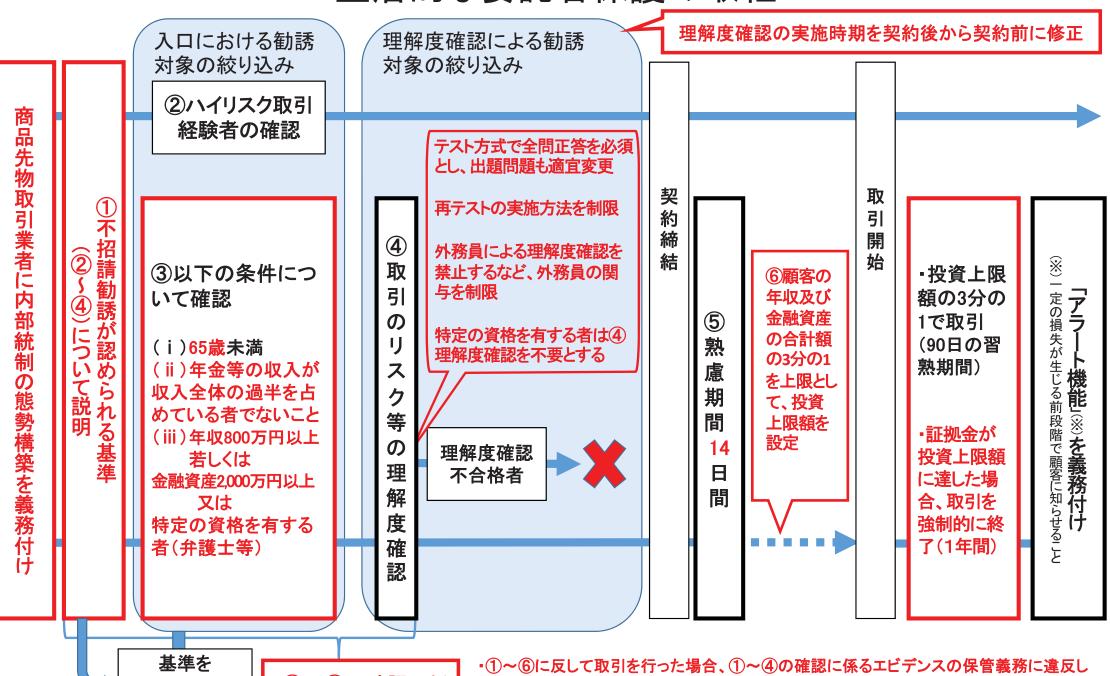
#### くその他>

- ・事業者に対して重点検査を行い、法令に違反した事業者に対しては、許可取消しを含む厳正な処分を実施。
- ・悪質な違反行為を行った外務員を永久追放する自主 規制ルールの導入。
- ・施行1年後を目処に実施状況を確認し、必要に応じて見直し(委託者保護に欠ける深刻な事態が生じた場合には施行後1年以内であっても必要な措置を講ずる)。

#### ②ハイリスク取引の経験者に対する勧誘

|FX、有価証券の信用取引等の経験者(自社以外との契約 |者を含む。)に対する勧誘。

# 重層的な委託者保護の取組



充たさない者



•①~④の確認に係 るエビデンスの保 管義務(10年間)

た場合又は顧客の申告内容が事実と異なることを知っていた場合には、当該取引は事業者 の計算によるものとみなす。

・③(ii)(iii)の確認について、収入や金融資産の内訳を顧客に申告させることを商品先物 取引業者に義務付ける。

# 包括的な委託者保護策の全体像

